

広告入り公用封筒の
寄贈者を募集します

荒尾市役所市民課で使用
する封筒に広告を掲載した
封筒を寄贈していただける
業者を募集します。

●必要枚数

- ① A4判用封筒：3万枚
- ② A5判用封筒：1万枚

●使用期間

10月1日～平成
24年9月30日

●募集期間

5月6日(金)
～5月31日(火)午後5時

●受付場所

市民課

●その他

荒尾市のホーム
ページから、荒尾市の広告
掲載に関する要綱や基準、
募集要項、様式などが確認ま
たはダウンロードできます。

市民課 ☎63・1326

新しく行政協力員と「民生・
児童委員」として委嘱

4月1日付けで、新たに
次の人を行政協力員として
委嘱しました。(敬称略)

●行政協力員

〔榊上〕

荒木俱則 ☎68・2698

〔境崎西〕

中村利一 ☎64・0266

また、次の人が新たに民

生・児童委員として委嘱さ
れました。(敬称略)

●民生・児童委員

〔万田東〕

平田陸士 ☎62・5033

〔菟屋北〕

百田ヒロ子 ☎68・0108

〔中一部・猫宮〕

吉丸正昭 ☎63・1594

●前任者には、長い間ご協力
いただき、ありがとうございます。

●行政協力員について

総務課 ☎63・1209

●民生・児童委員について

福祉課 ☎63・1406

夜間・休日に特別納税窓
口を開設します

5月は納税推進月間です。

市では、夜間・休日に納税
窓口を開設し、納税と納税相
談を受け付けています。ど
うぞご利用ください。

●平日の夜間納税窓口

開設日 5月16日(月)～
27日(金)

●時間 午後5時15分～午後
8時

●休日の納税窓口

開設日

5月21日(土)・5月22日(日)
5月28日(土)・5月29日(日)

●時間 午前8時30分～午後
5時15分

●受付窓口 収納課⑧番窓口

●対象税目

市県民税・固定資産税・
軽自動車税・国民健康保険税
【納税相談ご利用ください】

納期限までに納付されな
いと、本税のほかに督促手
数料や延滞金が増算される
とともに、滞納処分が行わ
れることとなります。

納付方法などの相談を
行っていますので、ぜひお
早めにご相談ください。

●収納課

☎63・1353、
☎63・1362

子ども会の登録
受け付けます

市子ども会連合会では、
平成23年度の登録と全国子
ども会安全会への加入を受
け付けます。より安全で活
発な子ども会活動のため、
ぜひご参加ください。

●受付日時

① 5月13日(金)、午後3
時～7時

② 5月14日(土)、午前9時
30分～正午

●受付場所

中央公民館B
室・和室

●費用 1人年額400円(登録、
安全会費含む)

☎社会教育課 ☎63・1681

荒尾駅前の放置自転車・
バイクを撤去します

荒尾駅周辺(プロローグ広
場を含む)に放置されている
自転車・バイクの迷惑駐車が
増加傾向にあります。

そこで、市と荒尾警察署
とJR九州荒尾駅では、そ
の整理・駐車秩序の回復の
ため、放置自転車の実態調
査を行います。

永く放置されている自転
車・バイクは撤去しますの
で、心当りのある人は早急
にお引き取りください。

●撤去日 6月2日(木)

※撤去後6カ月間は市で保
管しますが、その後は廃棄
物として処分します。

☎土木課 ☎63・1485

行政相談を
ご存知ですか？

行政相談では、総務大臣
から委嘱を受けた行政相談
委員が、国や県、独立行政
法人などの仕事に関する苦
情や要望を受け付け、関係
機関にあつせんして解決や

実現を促進し、行政の制度・
運営の改善を図ります。

市では、2人の行政相談
委員が定例の相談所を開い
ています。相談は無料で、
秘密は厳守します。相談日
日程は広報あらかし1日号の
カレンダーと、15日号の「各
種相談」に掲載しています。

●行政相談委員

境民子さん(岱洋東) ☎66・3946

福嶋美紀さん(大島町3丁目) ☎62・2534

●定例相談日

毎月第1・3
木曜、午前10時～正午

●場所

市役所総合案内
市民課 ☎63・1302

水俣病被害者の救済申
請を受け付けています

県では、水俣病被害者の
人に対する救済の申請を受
け付けています。対象とな
る人は、かつて水俣湾また
はその周辺の汚染された魚
などをたくさん食べた人の
うち、両手足の先などに感
覚障害をお持ちの人です。

詳しくはお問い合わせく
ださい。

☎熊本県水俣病保健課
096・333・2306

障害基礎年金を受給し、子の加算額を受給している人へ

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されました。

これにより、障害基礎年金で子の加算対象になっている児童でも、児童扶養手当の支給額のほうが障害基礎年金の子の加算額より多い場合は、児童扶養手当を受給することができます。

なお、児童扶養手当受給者は、障害基礎年金受給者の配偶者です。必ず受給者本人が申請してください。
※1人の児童が両方を受給することはできません。

【今までどおり児童扶養手当の受給対象とならない人】

- ・ひとり親家庭で障害基礎年金を受給している人
- ・障害基礎年金を受給しているが、児童扶養手当法施行令で定める程度の障がいがない人

**問 児童扶養手当について
子育て支援課**

☎ 63・1417

問 障害基礎年金について

玉名年金事務所

☎ 74・1612

子ども手当は引き続き支給されます

● **支給期間** 平成23年4月～9月の6カ月間

● **支給金額** 子ども1人につき1万3千円

● **支給対象** 0歳～中学校卒業までの子ども

● **支給月** 平成23年6月・10月

● **現況届** 6月は不要です。

※次の人は申請手続きが必要になります
● 出生した人、転入した人
● 支給対象の子どもの人数に変更があった人

● **子育て支援課**

☎ 63・1417

平成23年度 軽自動車税減免を受け付けます

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳を持って

いる人で、表1にあてはまる場合には、申請によって軽自動車税が減免されます。

● **申請期限** 5月24日(火)
※期限を過ぎると、受け付けできませんので、ご注意ください。

● **申請場所** 税務課市民税係

● 必要なもの

- ・身体障害者手帳・療育手帳など
- ・印鑑(朱肉を用いるものに限る)
- ・運転する人の運転免許証(コピー可)
- ・車検証(車検のある車両のみ、コピー可)
- ・軽自動車税納税通知書

※障がいのある人のみの世帯で、常時介護をする人が運転する場合は、福祉事務所が発行する「常時介護証明書」が必要です。

● **問 税務課**

☎ 63・1342

●表1 対象となる手帳の種類

手帳の種類	身体障害者手帳 (18歳未満の人) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳 (18歳以上の人) 戦傷病者手帳
軽自動車等の所有者	本人 または 生計を一にする人	本人
運転者	生計を一にする人 (常時介護をする人が運転でも可)	本人 または 生計を一にする人 (常時介護をする人が運転でも可)
障がいの範囲	表2をご覧ください	

※車を所有権留保付割賦販売(ローン販売)で購入した場合は、所有者が自動車販売会社やローン会社でも減免の対象となります。

※事業用のものは除かれます。

※減免は、障がいのある人1人につき1台(普通車(自動車税)を含む)に限ります。

※自動車税の減免申請は、次にお問い合わせください。

問 玉名地域振興局税務課 ☎ 74-2120

●表2 減免の対象となる障がいの範囲

障がい区分など	本人が運転		生計を一にする人が運転する場合
	本人が運転	生計を一にする人が運転する場合	
視覚障がい	1級～4級の1		
聴覚障がい	2級・3級		
平衡機能障がい	3級		
音声機能障がい	3級※1		×
上肢機能障がい	1級～2級の2		
下肢機能障がい	1級～6級		1級～3級の1
体幹機能障がい	1級～3級・5級		1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級～2級(1上肢を除く)	
	移動機能	1級～6級	1級～3級(1下肢を除く)
内部障がい	1級～3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級		
療育手帳	障がいの程度が「重度 A1・A2」		
精神障害者保健福祉手帳	1級		
戦傷病者手帳	詳しくはお問い合わせください※2		

※1 咽頭摘出による音声機能障がいがある場合に限りです

※2 身体障害者手帳の交付を受けている人に準じて減免対象となる範囲が決められています